

図書館利用における著作権について

～一緒に著作権について考えてみよう！～

図書館では、本を読んだり借りたり、資料の複写を申し込んだり、みなさんの学修・研究活動をサポートする様々なサービスを行っています。図書館に所蔵されている資料は無料で利用することができますが、それらの多くは著作物として著作権法による保護の対象となっており、「図書館にあるものだから」と、無制限に利用することが認められているわけではありません。

ただ、著作権と言われても、何が違反なのか迷ってしまいますよね……。

ここではみなさんから寄せられた“よくある疑問“を Q&A 形式で紹介しています。

Q. 図書館にあるコイン式コピー機を利用したい場合、申込書を提出する必要があるのはなぜですか？

A. 大学図書館では、著作権法第 31 条に定める「図書館等における複製等」規定により、以下の要件を遵守することを条件に、権利者の許諾を得ることなく、利用者の求めに応じて複写サービスができることとされています。

- ①コピー機が図書館の管理下にあること
- ②利用者は、図書館に複写の申し込みをすること
- ③図書館は、申し込みが適法な範囲内であるか確認すること
- ④複写物を図書館がチェックすること

法 31 条により、図書館では複写物の確認を行うことが義務づけられています。コイン式コピー機を利用したい場合には、申込書の提出をしてください。

Q. 図書館に設置しているコピー機で、利用者が持ち込んだ資料・ノート等を複写したいのですが、認められますか？

A. 法31条第1項で、図書館内で複製できるのは「図書館等の図書、記録その他の資料」であり、利用者所有の資料やノート複写は法31条第1項の範囲外となるため、認められません。

Q. デジタルカメラで図書館の資料を撮影することはできますか？

A. 著作権法の条文上では、明確に記載されておりません。しかし、デジタルカメラ等のデータは、簡単に複製して不特定多数に提供できる懸念があり、著作権侵害の疑いを持たれてし

まう行為です。また、撮影によって他の利用者が写ってしまい、盗撮行為を疑われてしまう観点、利用者が撮影することによる資料の破損・汚損を防ぐ観点などから、撮影は行わないようにしましょう。

最新号の雑誌の撮影・複写は行ってはいけません。著作権者に不当な経済的損失を与えないための配慮から、禁止されています。

Q. 著作権者に対して無許諾で複写可能な範囲を教えてください。

A. 図書なら全体の半分以下(図書の半分ではなく、それぞれの著者が担当した個々の著作物【項目】の半分以下)まで、雑誌(最新号を除く定期刊行物)は個々の著作物全体を複写できると解釈されています。

最新号が刊行されていない雑誌でも、発行後相当期間を経過していれば複写可能です。期間については、刊行物によりますので、窓口カウンターまでお問い合わせください。

Q. 大学紀要のような商業的流通を前提としていない刊行物であっても、最新号に載っている論文は複写できないのでしょうか？

A. 一般に大学紀要は商業的流通を前提としておらず、最新号に掲載されている論文の全部を複写したとしても著作権者の経済的利益を害するとは考えられていません。また、大学紀要に掲載されている論文が機関リポジトリで公開されることが増えており、利用者自身が最新号に掲載されている論文の複写物を入手できる環境が整いつつあります。利用者自身がプリントアウトを行えることから、複写は可能であるといえるでしょう。

★著作権については、以下のインターネットサイト上で情報を得ることができます。

○文化庁(著作権について)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

○社団法人著作権情報センター(著作権 Q&A)

<https://www.cric.or.jp/qa/>

○大学図書館における著作権問題 Q&A(第9版)